

柴監告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月7日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 我妻 弘国

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮正博

柴田町監査委員 我妻弘国

3 監査の概要

(1) 監査の対象

平成28年度財務事務の執行及び財産の管理状況

(2) 実施年月日及び対象

実施年月日	教育関係施設	
平成28年11月 7日	槻木小学校	船迫小学校
平成28年11月 8日	船岡小学校	柴田小学校
平成28年11月 9日	船迫中学校	船岡中学校
平成28年11月10日	東船岡小学校	西住小学校
平成28年11月11日	槻木中学校	第一幼稚園

(3) 監査の場所

各教育関係施設

(4) 監査の方法

町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は、文書又は口頭により指導した。

(指摘事項)

○施設の樹木等の維持管理について

学校等の教育施設の樹木は大きく成長し、枝が敷地外に出ているものや、高木となり管理が困難になっているものが数多く見受けられる。平成 28 年度工事請負・委託等契約（上期）の随時監査でも指導したことであるが、樹木は一定の高さで芯止めを行い、必要最小限を残し伐採するよう検討されたい。なお、校木や記念樹等については、適切な管理を行い、育成に努めていただきたい。

○体育館等の雨樋の清掃及び修繕について

体育館や校舎等の雨樋には、落ち葉などによる詰まりや雨樋の破損等が見られ、雨水が適切に流れずにあふれ出ている状況のところもある。高所での作業となることから教育総務課で一括発注し、雨期前に清掃及び修繕を行い、今後の定期的な雨樋清掃についても検討していただきたい。

○不登校児童生徒の対策について

町内小中学校では不登校児童生徒が多い状態が続いている。背景には生徒個人の問題だけでなく、家庭の事情などもあり、学校だけでは解決困難な事例が生じている。家庭の経済状況や保護者に支援が必要な場合もあることから、ケースごとの分析を徹底して行い、不登校の解消に向け、関係各課との協力体制の構築を検討し、町全体の問題として捉えていただきたい。